

令和2年度答申第36号  
令和2年9月18日

諮問番号 令和2年度諮問第30号（令和2年7月31日諮問）  
審査庁 農林水産大臣  
事件名 沖縄県漁業調整規則5条に基づく許可処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号。以下「本件規則」という。）5条及び6条1項の規定に基づき固定式刺網漁業の許可申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、沖縄県知事（以下「処分庁」という。）が、操業区域を特定して許可（以下「本件許可」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令等の定め

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）65条1項は、都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であって規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であって規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、規則で定めるところにより、都道府県

知事の許可を受けなければならないこととすることができる旨規定する。

(2) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）4条1項は、都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であって規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であって規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、規則で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる旨規定する。

(3) 本件規則5条は、固定式刺網漁業を営もうとする者（漁業法8条1項の規定により固定式刺網漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する共同漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合を除く。）は、漁業法65条1項及び水産資源保護法4条1項の規定に基づき、当該漁業ごと及び船舶ごとに、沖縄県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

また、本件規則12条は、沖縄県知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成27年3月30日、処分庁から、A漁業協同組合（以下「A漁協」という。）の共同漁業権が設定されている共同第a号海面の一部区域（B地地先海面等）を操業区域とし、同日から平成30年3月29日までを有効期間とする固定式刺網漁業の許可（以下「前回許可」という。）を受けた。

（漁業許可証（平成27年3月30日付け）、漁業権の免許内容等（共同漁業権・区画漁業権））

(2) 審査請求人は、平成30年3月23日、処分庁に対し、共同第a号海面の一部区域（前回許可における操業区域にC地地先海面等を加えた区域）を操業区域とする本件申請をした。

（漁業許可（起業認可）申請書）

(3) 処分庁は、平成30年6月22日、操業区域を特定して、共同第a号海面の一部区域（C地地先海面等）を操業区域とする本件許可をした。

（漁業許可証（平成30年6月22日付け））

(4) 審査請求人は、平成30年9月20日、審査庁に対し、本件許可を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年7月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 処分庁が、前回許可の漁場を理由を示さず相談もなく一方的に奪う本件許可をしたことは、海の自然法及び慣習法に合致しない。審査請求人に、どの漁業者との確執もトラブルもない。B地地先海面はB地地区住民の入会漁場であり、同地区住民である審査請求人が操業することに何も問題はない。

(2) 本件許可は、漁業法11条から14条までに規定する地元地区及び関係地区の漁業者の権利と合致しない。

(3) 本件許可により、審査請求人は漁場を奪われ仕事ができない上、心的苦痛を受け、法的権利及び利益を侵害されている。

(4) 以上の点から、本件許可を見直し、前回許可と同じ操業区域に戻す処分を求める。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件許可における操業区域の特定は、審査請求人の固定式刺網漁業の操業機会を確保しつつ、漁業権者たるA漁協及び組合員である漁業者との間での漁業調整上の問題発生を回避することを理由としたものである。固定式刺網漁業は、相当時間水中に漁具を敷設することで一定の海域を占有する性質があり、A漁協の組合員が漁業権に基づき操業しているD地より西側の区域において、組合員でない審査請求人が行う固定式刺網漁業と組合員が行う操業との間でトラブルが発生すれば、漁業権の侵害に発展することも十分に想定されたことから講じられた措置である。また、審査請求人は、A漁協所属の漁業者とのトラブルの存在を否定するが、処分庁が意見聴取したA漁協は、審査請求人は過去に共同漁業権区域内で無許可操業をしたことがあり、他の漁業者とも良好な関係を築けていないと指摘する。処分庁は、審査請求人による漁業関係法令違反や漁具の放置事例を指摘しており、審査請求人も、自身の無許可操業に対する処分庁からの警告書を反論書に添付している。さら

に、処分庁は、本件許可を行うに当たり、審査請求人に対しA漁協との調整を促したにもかかわらず、当事者間で話し合いをしようとする意思はなかったとしており、審査請求人もこれを否定していない。

これらを踏まえると、前回許可と同じ操業区域について許可をすれば、審査請求人と他の漁業者との間で漁業調整上の問題が発生するおそれがあるとした処分庁の見解には一定の合理性があると認められる。

2 本件許可に至る経過について、審査請求人は、理由の提示も相談も受けていないと主張するが、処分庁は、平成30年5月8日及び同月31日の2回にわたって審査請求人と面談を行ったとしており、審査請求人も、面談を行ったのは同月8日ではなく同月9日であった旨の指摘以外の反論は行っておらず、面談を行った事実は認めていることから、処分庁の対応が理由の提示も相談もない一方的な処分であるとはいえない。

3 審査請求人は、漁業法11条から14条までの規定について主張するが、これらの規定は、漁業権の免許手続及び免許の適格性に関する規定であり、本件許可とは直接の関係はない。

4 審査請求人は、本件許可における操業区域の漁場としての価値については何ら言及しておらず、当該操業区域では仕事ができないとする主張には合理性がない。

また、処分庁は、将来的な操業区域の変更の可能性についても示唆しており、審査請求人に対して一定の配慮を行っていると考えられる。

5 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。ただし、処分庁及び審査請求人は、本件審査請求を踏まえ、双方が真摯かつ十分な意見交換等を今後行うべきである。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件では、審査庁による審査請求受付がなされたのは平成30年9月20日であるが、当審査会に諮問がなされたのは、その後1年10か月以上も経過した令和2年7月31日である。その間の審理手続の経過をみるに、平成31年3月20日に審査請求人から反論書が提出され、その副本を処分庁に送付したのが同年4月12日であるところ、その後1年3か月以上も経過した令和2年7月22日に審理を終結した旨を審理関係人に通知しているが、この間、何らかの調査等が行われた形跡はなく、審理員意見書の内容をみても、これだけの長期間が掛かる事情があったとは考えられず、迅速な審理手

続を実現するための改善が望まれる。

- (2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はない。

## 2 本件許可の適法性及び妥当性について

- (1) 本件許可は、審査請求人が許可を求めた操業区域に対し、その区域を特定してなされた許可であり、区域の特定が不服であるとして審査請求がなされたものである。

本件規則12条は、漁業調整上必要があるときは、漁業の許可をするに当たり、許可に制限又は条件を付けることがある旨規定するが、本件において漁業調整上の必要があったとする判断の合理性について検討する。

- (2) 処分庁は、本件許可をするに当たり、B地地先海面等に共同漁業権を有するA漁協の組合長らと面談を行ったところ、審査請求人と同じ漁場では一緒に操業できないとの反対が示されたことから、A漁協組合員との間でトラブルが生じるおそれが高いと判断し、B地地先海面を操業区域から除外して区域を特定した許可をしたものである。処分庁としては、トラブルの発生を回避しつつ、審査請求人の操業機会の確保も考慮し、区域を特定したこともうかがわれる。

- (3) しかしながら、一方で、以下の事実が認められる。

前記のとおり、審査請求人は、平成27年3月30日に、処分庁から、A漁協の共同漁業権が設定されているB地地先海面等を操業区域とし、同日から平成30年3月29日までを有効期間とする前回許可を受けているのであるが、前回許可をするに当たり、A漁協からは、審査請求人の漁業許可申請には不同意であるとの回答が示されており、その理由として、審査請求人が平成22年8月頃小型定置網漁業の許可を受けないまま漁を営んだこと、平成25年8月からかご網を海中に放置していたこと、かご網の放置漁具が航路等に設置されて漁業者からの苦情があること等が挙げられていた。

そうすると、前回許可においては、A漁協から反対が示されたにもかかわらず、B地地先海面についての操業を許可したという経緯が認められ、かかる経緯に照らすと、審査請求人が本件申請についてもB地地先海面について操業が許可されることに事実上期待を持つのは当然といえる。

そして、本件許可に当たり、A漁協から示された反対の根拠となる事実、前回許可の際に反対理由として示された事実とほぼ同一である。

漁業調整上の必要を基礎付ける事実が、前回許可時のものとほぼ同一であ

りながら、前回許可の区域であったB地地先海面を本件許可においては除外するといふのであれば、前回許可時よりも漁業調整上の必要が高まったとする具体的な根拠が示されるべきであるところ、これは、処分庁の弁明書においても審理員意見書及び諮問説明書においても示されていない。

したがって、A漁協の反対があるといふのみで漁業調整上の必要があるとした処分庁及び審査庁の判断は妥当とはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史